

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 3 2 6
処分の種類	延滞金の徴収			
根拠法令条例等・条項	河川法第74条第5号、河川法施行細則第7条			
処分の概要	流水占用料等延滞金の徴収			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	-			